

デロイト トーマツ チャイナ ニュース

中国の投資・会計・税務情報

Vol.159 February 2016

Contents

投資情報

自由貿易試験区における外債管理改革

～外債限度額計算方法の改訂～.....2

税務情報

新しいハイテク企業認定管理弁法の公布

～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～.....6

会計情報

会計保管文書管理弁法.....10

出版物:トーマツ チャイナ ニュース バックナンバー集発刊のお知らせ.....12

中国業務に関する主なお問合せ先.....14

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

発行人:デロイト トーマツ 中国サービス グループ
〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
電話:03-6720-8341 / ファックス:03-6720-8346
E-Mail:chinanews@tohatsu.co.jp

投資情報

自由貿易試験区における外債管理改革 ～外債限度額計算方法の改訂～

前月号 において、4 つの自由貿易試験区における外債自由元転の金融改革に言及しました。これに続き、中国人民銀行が 2016 年 1 月 22 日に、「クロスボーダー融資全体に対するマクロプルーデンス管理試点の拡大に関する通知」（以下、“通知”と表記）を公布しました。

マクロプルーデンス管理とは、前月号で説明した比率自律管理と同じ意味で、純資産を基準値にし、これに一定のリスクファクターを加味し加重平均計算した額をもって、企業の外債枠を残高管理する考え方です。通常、外商投資企業に対して、投資総額と登録資本金の差額（以下、“投注差”と表記）を、短期外債の未償還額と中長期外債の累積発生額を合計した金額の限度として、中国当局が外債管理を行っています。つまり、一度利用した中長期外債の枠はその償還後も復活しません。しかし、マクロプルーデンス管理による残高管理では、中長期外債でも、償還済みの枠が復活することになります。さらに、企業の自律管理に伴い、外債借入に関する外債管理局の事前審査が不要となり、資金調達のスPEEDアップを実現できるといえます。

また、通知でいう試点の拡大とは、中国人民銀行が 2015 年 2 月から類似の政策を上海自由貿易試験区内の企業を対象に試行していたことがあり、今回の通知により、適用対象が 27 の指定金融機関と天津・福建・広東の 3 つの自由貿易試験区の非金融企業（不動産企業や政府融資プラットフォームを含まない）にまで拡大されることを意味します。

さらに、通知では、適用対象機構が従来の“投注差”による外債管理方法とマクロプルーデンス管理による外債管理方法のいずれかの方法を選択して採用できるとしていますが、選択した後に他の方法に変更できないと規定しています。

以下、非金融企業に関係する、1. 外債限度額の計算方法、2. 外債の範囲、3. 自由貿易口座の使用、4. その他の外債管理規制について、通知を説明します。

1. 外債限度額の計算方法

中国当局による外債の管理においては、常に外債限度額と外債利用額との比較が行われ、外債利用額が外債限度額を超えないようモニターされます。従いまして、外債管理においては、常にこの 2 つの数値を計算する必要があります。通知によると、外債限度額と外債利用額の計算は、ともに人民元ベースで行う必要があります。つまり、外貨建て外債なら、人民元に換算し外債利用額を計算しなければなりません。

(1) 外債限度額の計算

外債限度額 = 【純資産 × 融資レバレッジ率 × マクロプルーデンス調節パラメーター】

通知では、融資レバレッジ率とマクロプルーデンス調節パラメーターについては、ともに暫定的に 1 と定めています。従いまして、現行では、企業の純資産の額が外債限度額となります。また、その純資産は、直近の会計監査済みの財務報告の数値を使用する旨を規定しています。

(2) 外債利用額の計算

外債利用額は以下の外債に含まれているリスクファクターを加味して計算します。

① 外債の長短期によるリスク

短期間内に返済すべき借入がある場合、通常、企業の資金繰りがタイトになりやすいことから、通知では、短期外債(返済までの期間が1年以下)について、加味するリスク率を1とし、また、中長期外債(返済までの期間が1年超)について、加味するリスク率を0.5とされています。

② 外貨建て外債によるリスク

外貨建て外債には、通常、為替レートの変動による返済額の増減リスクを伴うことから、外貨建て外債に特別為替リスク率を加味します。通知では、その率を暫定的に0.5としています。よって、同じ借入期間の人民元建て外債に比べて、外貨建て外債は1.5倍の外債限度額を利用することになる計算です。

③ オンバランスとオフバランスに基づくリスク

オンバランスの外債はその弁済義務が顕在しているのに対して、オフバランスの外債は偶発債務の可能性を有し、必ずしも法律上の弁済義務が発生しないこともあります。よって、通知では、オンバランス外債を全額使用額として計算しますが、オフバランス外債は割引いて(オフバランスの外債額に0.2または0.5をかけて)使用額を計算します。

以下は、オフバランスの外債を度外視する場合の試算モデルです。また、通知では、外貨建て外債の人民元換算に用いる為替レートは外債を引き出した当日のレートを使用するとしています。

現時点の外債利用額		
短期外債 +	人民元建て	外債残高 * 1
	外貨建て	外債残高 * 1.5
中長期外債 +	人民元建て	外債残高 * 0.5
	外貨建て	外債残高 * 0.75

2. 外債の範囲

外債の範囲は、2003年施行の「外債管理暫定弁法」第5条において規定され、国内企業が海外より調達した資金のうち、以下が管理監督の対象外債とされていました。

- ① 海外銀行やその他の金融機関からの借入
- ② 海外の企業やその他の機構や個人からの借入
- ③ 海外において発行した債券
- ④ 貿易に伴う買掛金・未払金等のトレードファイナンス
- ⑤ 利用した国際ファイナンスリリース
- ⑥ 受取った非居住者の外貨預金
- ⑦ 補償貿易における外貨償還部分の債務
- ⑧ その他

更に、2013年施行の「外債登記管理弁法」(滙發[2013]19号)により、外国の保証に基づく国内の人民元借入(中国語:「外保内貸」)も外債の対象とされました。

このような背景の下、通知では、非金融企業に対して、以下を外債の範囲から除外することで、若干の外債管理の緩和を図られているといえます。

① トレードファイナンスについて

- ・ 実際に発生した貿易による買掛金・未払金等(人民元建て外貨建てを問わない)
- ・ 船荷証券などにより海外の金融機構から受けた人民元建ての融資

なお、外貨建ての融資は、【融資額 × 0.2】の数式に従い外債使用額に計上する必要があります。

② 親子ローンについて

海外の親会社が国内で人民元建て債券を発行し、調達した資金を原資に国内の子会社に貸付たもの(通知では、自社用パンダ債と名付ける)

③ 企業集団内の集中管理資金について

主幹企業が当局の許可を得て企業集団の資金の集中管理業務を行う際に発生した対外負債

④ 債務の転換または免除について

出資に転換された債務、または免除された債務は、弁済義務がなくなることから外債使用額としてカウントしません。

3. 自由貿易口座の使用

通知では、外債借入において、従来の外債専用口座を利用できるほか、自由貿易口座¹も利用できるとしています。

自由貿易口座の構想は「一線は全面オープン、二線は有効管理」(中国語:一線完全放開、二線有効管住)であり、つまり、海外との資金交流を規制しないことで、往来が自由となりますが、国内の口座との資金往来に、一定の制限をかけることです。

自由貿易口座は、海外口座扱いされ、従来の経常項目口座や資本項目口座と異なる銀行取引システムにより、資金の出入りを管理されます。また、海外口座扱いですので、海外の口座、国内の他の自由貿易口座との資金交流は自由です。しかし、従来の経常項目口座や資本項目口座との資金交流はクロスボーダー取引扱いとなり、自由貿易口座から従来の口座への資金移動はすべて外債とみなされることとなります。その際、実需原則に基づく外債管理規定に歩調を合わせて、経常項目下取引、ローンの返済、実業投資等の関連規定に合った取引が発生した場合に限定して口座間の資金移動ができるとしています。

また、自由貿易口座の利用により、クロスボーダー投融資がより便利に行えるメリットがあります。例えば、海外の証券に対する投資に際しては、銀行に支払指示を提出するだけで、外貨または人民元をその時のレートで両替し

¹自由貿易口座は2013年12月付の「中国(上海)自由貿易試験区の建設における金融的支持に関する指導意見」により中国人民銀行が初めてその概念を提起し、2015年5月より上海自由貿易試験区限定で試運転を開始しました

たものが海外へ直接送金されます。従来のような、海外投資の可否について事前審査を受け、外貨を購入し海外へ送金する等の多重な手続きが不要となり、関連のファイナンスコストも削減されます。

4. その他の外債管理規制

通知では、外債管理規制として、従来通りの外債に関する事前登記や定期的な情報更新を求めています。ただし、非金融企業に対し、外債の事前登記期限は「外債登記管理弁法」に規定されている「借入契約締結後 15 日以内」とせず、借入契約締結後、外債の引き出し日の 3 営業日前までと変更しました。

また、外債の通貨について、契約の通貨、引き出し通貨、返済用の通貨は一致しなければならないと規定しています。

税務情報

新しいハイテク企業認定管理弁法の公布 ～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～

2016年1月29日に科学技術部、財政部および国家税務総局は共同で、改正後の新しい「ハイテク企業認定管理弁法」(国科発火[2016]32号、以下「新弁法」)を公布した。新弁法では、規定の合理性、実用性および普遍性を高め、政府の“簡政放権”(注: 手続の簡素化と権限移譲)の政策を体现するため、ハイテク企業¹の認定条件が変更されたほか、事中・事後の管理も強化される。新弁法は2016年1月1日から施行される。

背景

改正前の「ハイテク企業認定管理弁法」(国科発火[2008]172号、以下「旧弁法」)は2008年に公布されたものである。近年における科学技術の発展に伴い、旧弁法の下ではハイテク分野の範囲が産業の現状に合わない、中小企業を十分に支持できないといった問題が実務において生じてきた。そのため、今年1月13日の国务院常务会议において、ハイテク企業認定管理弁法を改正し、科学技術企業、特に中小企業に対する政策面での支援を強め、経済発展の促進を図ることが決定された。

主な変更点

認定条件の変更

ハイテク企業の認定条件について、新弁法では主に以下の点に変更された。

旧弁法	新弁法	コメント
知的財産権に係る要求: <ul style="list-style-type: none">直近3年間に自主研究開発、譲受、受贈、合併買収等の方式により、あるいは5年以上の独占許諾方式を通じて、主要製品(サービス)のコア技術に対する自主知的財産権を保有していること製品(サービス)が「国家が重点的に支援するハイテク分野」の規定する範囲に属していること	<ul style="list-style-type: none">自主研究開発、譲受、受贈、合併買収等の方式により、主要製品(サービス)に対して技術面でコアとなる支持効果を発揮する知的財産権の所有権を得ること企業の主要製品(サービス)に対してコアとなる支持効果を発揮する技術が「国家が重点的に支援するハイテク分野」の規定する範囲に属していること	企業の自主研究開発を奨励するために、新弁法では“直近3年間に得た知的財産権であること”という制限、および“5年以上の独占許諾”により知的財産権を得る方式が取り消された。 新弁法では、企業の主要製品(サービス)に内在する技術水準に着目し、且つ知的財産権と主要製品(サービス)の関連性を強調している。
科学技術者の割合: <ul style="list-style-type: none">大学専科以上の学歴を有する科学技術者が企業の当年度の従業員総数の30%以上を占め、そのうち研究開発者が当年度の従業員総数の10%以上を占めること	<ul style="list-style-type: none">企業の研究開発および関連の技術革新活動に従事する科学技術者が企業の当年度の従業員総数に占める割合が10%を下回らないこと	新弁法では、研究開発を外部委託するという目下の傾向に適應するため、科学技術者の割合に関する要求を引き下げた。

¹ 中国における企業所得税の税率は25%であるが、企業所得税法の規定する優遇措置により、ハイテク企業の認定を受けた場合には15%の軽減税率が適用される。そのほかにも、ハイテク企業に適用される優遇措置がある。

旧弁法	新弁法	コメント
研究開発費用の割合： <ul style="list-style-type: none"> 直近 3 会計年度の研究開発費用総額が売上高総額に占める割合が以下の要求に合致していること <ol style="list-style-type: none"> 直近1年間の売上高が5,000万元未満の企業は、その割合が6%を下回らないこと 直近1年間の売上高が5,000万元以上2億元未満の企業は、その割合が4%を下回らないこと 直近1年間の売上高が2億元以上の企業は、その割合が3%を下回らないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 直近 3 会計年度の研究開発費用総額が同期間の売上高総額に占める割合が以下の要求に合致していること <ol style="list-style-type: none"> 直近1年間の売上高が5,000万元未満の企業は、その割合が5%を下回らないこと 直近1年間の売上高が5,000万元以上2億元未満の企業は、その割合が4%を下回らないこと 直近1年間の売上高が2億元以上の企業は、その割合が3%を下回らないこと 	<p>新弁法では、より多くの中小企業がハイテク企業の優遇を受けられるように、年間の売上高が5,000万元未満の企業の研究開発費用割合の指標が引き下げられた。</p>
指標評価体系： <ul style="list-style-type: none"> 企業の研究開発組織の管理水準、科学技術成果の転化能力、自主知的財産権の件数、売上と総資産の成長性等の指標が「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」の要求に合致していること 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の革新能力の評価が関連の要求に達していなければならない 	<p>新弁法では、従来の指標評価体系が変更された。具体的な内容は、新しい作業ガイドラインに反映されるものと見込まれる。</p>
安全、品質等に係る要求： <p>規定なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企業で認定申請する前の 1 年間に、重大な安全、重大な品質の事故あるいは重大な環境にかかわる違法行為が発生していないこと 	<p>新弁法では、企業の安全、品質および環境にかかわるコンプライアンスの要求が追加された。</p>

認定手続の改善

新弁法では、ハイテク企業の認定手続および関連の要求が整備された。主な変更点は以下のとおりである。

- 企業が認定申請をする際、直近 3 会計年度の企業所得税の年度納税申告書を提出するという要求が追加された。
- 認定企業を公示する期間が、従来の 15 営業日から 10 営業日に短縮された。
- 既に認定を受けたハイテク企業について、毎年 5 月末までに前年度の知的財産権、科学技術者、研究開発費用、経営収入等に係る年度発展状況報告書を提出するという要求が追加された。
- 既に認定を受けたハイテク企業に名称変更が生じた場合には、企業が自主的に報告し、認定機関がその資格の有効性を審査、確認する。新弁法では、届出の要求には言及していない。
- ハイテク企業が認定機関の管理区域を跨って全体で移転する場合、そのハイテク企業資格の有効期間内において、元の資格が引き続き有効であることが明確にされた。

このほか、旧弁法の規定によれば、ハイテク企業資格を初めて得た企業は、当該資格の期間満了前3カ月以内に再審査の申請をし、再審査に合格すれば、そのハイテク企業資格を3年間延長することができた。その再審査を申請する際の資料要求および手続は初回申請よりも簡易とされていた。しかし、改正後の新弁法では、再審査の手続に関する規定がなくなった。このことは、ハイテク企業資格の期間が満了した後、企業が引き続きハイテク企業の政策の適用を受けることを望む場合には、最初の申請時と同じ手続に従い、改めて認定を受けなければならないことを意味する。

ハイテク分野の調整

科学技術の発展の現状に基づき、新弁法では、国家が重点的に支援するハイテク分野の範囲が適切に調整された。今回の調整では、多くの新興産業の技術領域が拡充されると同時に、立ち後れた産業の技術と製品の内容が削除された。このほか、新弁法では、内容の規範性を高め、技術の特徴が表されるように、関連技術の説明が整えられた。

追加された産業と技術の例

<ul style="list-style-type: none"> クラウドコンピューティングサービス技術 検査測定認証および基準サービス 電子商取引および現代物流技術 都市管理および社会サービス 文化創意産業の支持技術 	<ul style="list-style-type: none"> 付加製造 グラフェン材料の調合および応用 重大な自然災害のモニタリング 早期警戒および応急処置 新エネルギー自動車のテストおよびインフラストラクチャー
--	---

事中・事後管理の強化

管理監督体制の確立: 新弁法には“監督管理”の章が追加され、科学技術部、財政部および税務総局がランダム検査および重点検査体制を確立し、各地のハイテク企業認定管理作業に対する監督、検査を強化することを求めている。新弁法の規定によれば、既に認定を受けたハイテク企業について、関連部門が日常管理の過程で認定条件を満たさないことを発見した場合には、認定機関にレビューを行うよう要請しなければならない。レビュー後に認定条件を満たさないことが確認された場合、認定機関はそのハイテク企業資格を取り消し、且つ認定条件を満たさなくなった年度以降に享受した租税優遇額を追徴するよう税務機関に通知する。

新弁法には、ハイテク企業が認定機関に重大な変化を自主的に報告するという規定が残されているが、その重大な変化は認定条件と関連するものであることが明確にされた。また、報告期限が15日以内から3カ月以内に延びた。

ハイテク企業資格が取り消される状況に関する変更: 既に認定を受けたハイテク企業に以下の行為のいずれかがあった場合、認定機関はそのハイテク企業資格を取り消さなければならない(新弁法と旧弁法の比較)。

旧弁法	新弁法
(一) 認定申請の過程で虚偽の情報を提供した場合 (二) 脱税、税金詐取等の行為があった場合 (三) 重大な安全、品質の事故が発生した場合 (四) 環境等にかかわる法令違反、規定違反行為があり、関連部門の処罰を受けた場合	(一) 認定申請の過程で 重大な 虚偽・欺瞞の行為が存在した場合 (二) 重大な安全、 重大な 品質の事故あるいは 重大な 環境にかかわる違法行為が発生した場合 (三) 期限までに認定条件に関連する重大な変化の状況を報告しないか、あるいは累計2年間、年度発展状況報告表を提出しなかった場合

上表から、新弁法の下では、関連の行為によって企業のハイテク企業資格が取り消されるか否かは、当該行為の情状あるいは結果の重大さの程度によることがわかる。このような変更により、行為の影響を区分することなく、公平性を欠いた形で一律の処理が行われることを避けることができる。

また、資格を取り消された企業に対して、旧弁法にあった“認定機関は5年間、当該企業の認定申請を受理しない”という規定は適用されなくなる。新弁法では、資格を取り消された企業に対し、“「租税徴収管理法」および関連規定に従い、上述の行為が発生した日の属する年度以降に既に享受したハイテク企業の租税優遇額を追徴する”ということも明らかにしている。

デロイト中国のコメント

目下の科学技術および経済発展の必要に合わせて、今回公布された「ハイテク企業認定管理弁法」では、旧弁法を基礎として、ハイテク企業の認定条件、手続等の明確化および改善が図られた。そのうち、ハイテク分野の範囲の拡充、および一部の認定条件の緩和とプロセスの簡易化は、多くの企業(特に中小企業)によるハイテク企業の認定申請に一定の便宜を与えることになるだろう。但し、ハイテク企業に対する優遇政策の適用を申請する納税者は、相応のコンプライアンス義務を履行しなければならないということにも留意する必要がある。また、ハイテク企業資格と密接に関連する知的財産権は、グループのビジネス戦略および産業チェーンの配置にもかかわるものである。そのため、グループの戦略の下で、どのように合理的にハイテク企業に対する優遇政策の適用を受けるかは、納税者が慎重に考えるべき問題といえる。新弁法による事後管理の強化は、納税者がこれと関連するリスクの意識を高めなければならないことを意味する。

優遇政策の適用を受けるためにハイテク企業資格の申請を予定している企業は、今回公布された新弁法に基づき、実行可能性の評価を行うとともに、申請の準備作業を進める必要がある。また、ハイテク企業の認定にかかわる細部の多くは、今後公布される新しい作業ガイドラインにおいて明らかにされるものと見込まれる。したがって、関連の納税者はハイテク企業の認定にかかわる法規および実務の動向に引き続き注意を払い、必要な場合には専門機関のサポートを受け、速やかに順調に申請のプロセスを進められるようにすることを提案する。

会計情報 会計保管文書管理弁法

1. はじめに

今回は、中国財政部、国家档案局が2015年12月に改正を公表し、2016年1月1日から施行されています「会計保管文書管理弁法」(以下、管理弁法)について解説いたします。

2. 改正後「管理弁法」の概要

改正後「管理弁法」の中で、会計保管文書は、企業が会計処理等行う過程で受け取った、あるいは作成した、企業の経済取引事象を記録反映する、保存価値を有する文字や図表等様々な様式の会計資料を指し、コンピューター等の電子機器により作成、伝送、保管された電子会計保管文書を含むとされています。

改正前「管理弁法」では、原始証憑を含む会計証憑や会計帳簿に対する保管期間が15年だったものが30年に延長されている等、従来の保管期間よりも長期にわたる保管が要求されています。また、従来は認められていなかった電子保管に関する規定が盛り込まれ、一定の要件を満たす場合には電子保管も認められています。

3. 改正後「管理弁法」の要求

(1) 企業内の管理体制

改正後「管理弁法」では、企業内に保管文書の管理責任を負う「保管文書管理部門」を設け、企業の会計を司る「会計管理部門」は、原則として会計年度終了後1年以内に整理保管しなければならない会計保管文書を「保管文書管理部門」に引き渡す必要があります。

なお、出納担当者は会計保管文書管理担当を兼務することはできません。

(2) 保管期間

改正「管理弁法」では、企業に対して下表のとおり、保管期間にわたり会計関連文書の整理保管が要求されています。

【会計関連文書の保管期間】

保管文書名 (括弧内は中国語原文)	保管期間 (改正後)	保管期間 (改正前)
一. 会計証憑 (会計凭证)		
1. 原始証憑 (原始凭证)	30年	15年
2. 会計伝票 (记账凭证)	30年	15年
二. 会計帳簿 (会计账簿)		
3. 総勘定元帳 (总账)	30年	15年
4. 補助元帳 (明细账)	30年	15年
5. 日計表 (日记账)	30年	15年/25年
6. 有形固定資産現品管理シール (固定资产卡片)	有形固定資産 廃棄後5年	有形固定資産 廃棄後5年

7.	その他の補助簿（其他補助性账簿）	30年	15年
三. 財務会計報告（财务会计报告）			
8.	月次、四半期、半期財務会計報告 （月度、季度、半年度财务会计报告）	10年	3年
9.	年度財務会計報告（年度财务会计报告）	永久	永久
四. その他の会計資料（其他会计资料）			
10.	銀行残高調整表（银行存款余额调节表）	10年	5年
11.	銀行勘定照合表（银行对账单）	10年	5年
12.	納税申告書（纳税申报表）	10年	規定なし
13.	会計保管文書引渡台帳（会计档案移交清册）	30年	規定なし
14.	会計保管文書保管台帳（会计档案保管清册）	永久	永久
15.	会計保管文書廃棄台帳（会计档案销毁清册）	永久	永久
16.	会計保管文書鑑定意見書（会计档案鉴定意见书）	永久	規定なし

(3) 電子保管

以下の要件をすべて満たす場合、整理保管の対象である電子会計保管文書を電子形式のみにより保管することができます。

- ① 真実かつ有効な情報に基づき、コンピューター等の電子機器により作成、伝送された電子会計保管文書であること
- ② 正確に、完全な形で、有効に電子会計保管文書の受け取りや読み取りができ、国家の整理保管標準フォーマットに適合する会計証憑、会計帳簿、財務諸表等の会計資料を出力することができ、担当、確認、承認等の必要な審査承認プロセスが組み込まれている会計処理システムを使用すること
- ③ 電子会計保管文書を有効に受取・管理・利用することができ、電子会計保管文書の長期保管の要求に適合し、併せて、電子会計保管文書に関連する紙の会計保管文書を検索可能な電子会計保管文書管理システムを使用すること
- ④ 電子会計保管文書の改ざんを防止する有効な措置を採用すること
- ⑤ 自然災害、不慮の事故や人為的破壊による影響を有効に防ぐことができる電子会計保管文書のバックアップ制度を構築すること
- ⑥ 作成される電子会計資料が、永久保存価値或いはその他の重要な保存価値を有する会計保管文書に属さないこと

また、外部から受け取った電子会計資料は、上記の要件を満たし「電子署名法」に則った電子署名を有する場合、電子形式により整理保管し、電子会計保管文書とすることができます。

(4) 会計保管文書の廃棄

企業は、保管期限が到来した会計保管文書に対して鑑定を行い、会計保管文書鑑定意見書を作成する必要があります。鑑定の結果、保管期限が到来し、かつ保存価値のない会計保管文書を廃棄することができます。

なお、鑑定は、企業の会計、監査、コンプライアンス部門等が共同で実施する必要があります。

また、会計保管文書廃棄台帳を作成し、その台帳に廃棄予定の会計保管文書の名称、巻号、ファイル数、年度、ファイル番号、要保管期間、経過保管期間、廃棄時期等を記録し、企業責任者、保管文書管理部門責任者、会計管理部門責任者、保管文書管理部門担当者、会計管理部門担当者がコメントを記載し署名する必要があります。その上で、保管文書管理部門担当者と会計管理部門担当者が共同で廃棄状況を確認し、会計保管文書廃棄台帳に署名または捺印する必要があります。

4. 改正後「管理弁法」への対応

自社の現状の会計保管文書の保管状況がどのような状況にあるかを再点検し、改正後「管理弁法」が要求する内容と照らし合わせ、新たな対応の要否を判断する必要があります。

出版物:デロイト トーマツ チャイナ ニュース バックナンバー集発刊のお知らせ



デロイト トーマツ チャイナ ニュースのバックナンバーを冊子にまとめた『デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.7/Oct.2013－Sep.2015』（投資・税務情報編）を発刊いたしました。

是非、貴社の中国ビジネスにお役立てください。

B5 判 全 227 頁／1,000 円（税込・送料込）
※お届けは日本国内のみとなります。

本書には、自由貿易試験区の創設、会社法の改正、人民元改革、個人所得税管理強化、増値税改革の進展、加えて、一般租税回避防止管理弁法の公布などの OECD BEPS 行動計画に関する中国における措置の導入など、過去 6 冊に劣らぬ重要情報を収録しています。是非、皆様の日々の業務にお役立てください。

《購入申込書》

デロイト トーマツ合同会社 中国室 行

お申込み FAX ▶ 03-6720-8346

お問合せ TEL ▶ 03-6720-8341

お申込み・お問い合わせ ▶ <mailto:chugoku@tohatsu.co.jp>

お申し込み（お届け先）	ご注文内容
貴社名： 部署名： ご芳名： ご住所：〒 電話番号： メールアドレス：	『デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.7/Oct. 2013－Sep. 2015』（投資・税務情報編）を（ ）冊申し込みます。

本書は、バックナンバー集として過去のニュースレターを収録している性質上、既に法令通達の改定が行われ変更されている或いは情報のアップデートを要する内容が含まれる可能性がある点につきご留意願います。したがって、本書をご利用頂くに当たっては、最新状況をご確認いただくと共に、具体的な問題の解決に際しては専門家へご相談いただく必要があります。

執筆:有限責任監査法人トーマツ 中村 剛、上村 哲也 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 三好 高志
監修:デロイト トーマツ合同会社 三浦 智志、鄭 林根、小林 信虹、西村 美香 デロイト トーマツ税理士法人 大久保 恵美子
執筆協力:デロイト中国ほか

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイト トーマツ合同会社

本部中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
Tel: 03-6720-8341 / Fax:03-6720-8346
三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 江川 由美子 / 小林 信虹 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5
名古屋ダイヤビルディング3号館
Tel:052-565-5511 / Fax:052-565-5548
前田 勝己

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel:092-751-0931 / Fax:092-751-1035
只隈 洋一

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL:03-6213-1180 FAX:03-6213-1085
福島 和宏 / 三好 高志

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel:+86-21-6141-8888 / Fax:+86-21-6335,0003
大久保 孝一 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 石黒 泰時
河原崎 研郎 / 大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict,Dalian, 116011 P.R.C.
Tel:+86-411-8371-2888 / Fax:+86-411-8360-3297
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 P.R.C
Tel:+86-20-8396-9228 / Fax:+86-20-3888-1119
前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel:+86-512-6762-1238 / Fax:+86-512-6762-3338
滝川 裕介

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel:+86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou,310013, PRC
Tel:+86-571- 2811-1900 / Fax:+86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel:+86-592-2107-298 / Fax: + 86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel:+853-2871-2998 / Fax:+ 853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel:06-4560-6031 / Fax:06-4560-6039
上村 哲也 / 藤川 伸貴 / 谷口 直之 / 栗野 清仁

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-6213-3800 / Fax:03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

〒100-0005 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-5220-8600 / Fax:03-5220-8601
野村 修一 / 石黒 泰時

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel:+86-10-8520-7788 / Fax:+86-10-8518-1218
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin,300051 P.R.C.
Tel:+86-22-2320-6688 / Fax:+86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel:+86-755-8246-3255 / Fax:+86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel:+852-2852-1600 / Fax:+852-2542-4597
アジア パシフィック クラスタリーダー 中川 正行
松山 明広 / 小川 康弘 / 福田 素裕

濟南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza,150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel:+86-531-8518-1058/ Fax:+ 86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 P.R.C
Tel:+86-23-6310- 6206/ Fax:+ 86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel:+ 86-25-5790 -8880/ Fax:+86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel:+ 86-27-8526-6618/ Fax:+86-27-8526-7032

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited